

INDEX

○注意

「高齢者福祉施設等における防火安全体制の徹底及び点検について」

○報酬算定・運営基準

「通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について」

「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の届出について」

「サービス提供体制強化加算の算定要件について」

「通所介護・通所リハビリテーション事業所における事業所規模の確認・変更について」

「福祉用具サービス計画書の作成について」

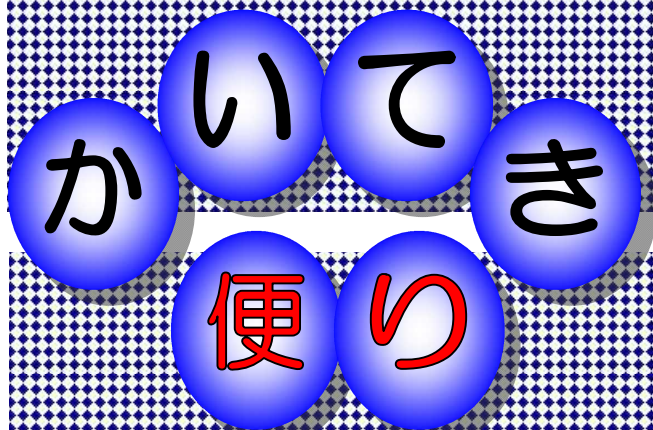
「平成25年度介護職員処遇改善計画書の提出について」

「サービス提供責任者の配置基準に係る経過措置期間の終了について」

「ヘルパー2級のサービス提供責任者を配置する事業所の減算について」
《経過措置の対象期間が終了します》

「業務管理体制の届出について」

「地域主権一括法に関する東京都条例の制定について」



平成25年3月1日発行 第104号

注意

○ **高齢者福祉施設等における防火安全体制の徹底及び点検について**

去る2月8日夜、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、多数の入居者等が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

これを受け、東京都においても各区市町村高齢者福祉主管あてに「高齢者福祉施設等における防火安全体制の徹底及び点検について」を発出しております。

各事業所においても、防火安全体制の徹底と点検をお願いしますとともに、消防関係部局や区市町村の福祉部局等が実施する調査等にもご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報＞利用者の安全確保にかかる注意喚起＞高齢者福祉施設等における防火安全体制の徹底及び点検について

＜都通知写＞ (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/index.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

報酬算定・運営基準

○ **通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について**

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の制定等を踏まえ、通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について、その具体的内容の一部見直しを行いましたのでお知らせします。

今回の見直しに伴い、より分かりやすくするため、当該通知の留意事項もお示しておりますので、通知及び留意事項を併せてご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報＞各サービスに係る通知等＞7 通所介護・介護予防通所介護 又は 9 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護＞「通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について(平成25年2月14日付け通知)」

＜通所介護＞ (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai.html)

＜短期入所生活介護＞ (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/9_tankiseikatu.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について

居宅介護支援事業所においては、半年ごとに居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の3つのサービスについて、紹介率が最も高い法人(紹介率最高法人)の名称等について記載した「特定事業所集中減算チェックシート」を作成することになっています。

平成24年度後期分(判定期間:平成24年9月1日～平成25年2月末日)の受付期間は、3月1日から3月15日までです。

3つのサービスのうち、いずれかのサービスについて、紹介率最高法人の割合が90%を超えた場合は、「正当な理由」の有無にかかわらず、必ずチェックシートを東京都に郵送してください。

<郵送先> 〒163-8001(住所不要) 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係

チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準は、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>事業者指定申請・変更届・加算届等>特定事業所集中減算 (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/genzan.html)

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ サービス提供体制強化加算の算定要件について

平成24年度の実績(4月から2月まで)が6月以上の実績がある事業所で平成25年度も引き続き当該加算を算定する事業所の職員の割合の算出においては、常勤換算方法により算出した平成24年度(4月から2月まで)の平均を用います。つきましては、平成24年度の実績を確認し、算定要件を満たしていない場合には、直ちに届出をしてください。

また、平成24年度の実績が6月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3月について常勤換算方法により算出した平均を用い、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持することになります。

加算届の様式・提出期限・提出先は以下のホームページをご確認ください。

◆居宅系サービス

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>事業者指定申請・変更届・加算届等>加算届出様式

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/kasan.html)

【お問い合わせ先】

公益財団法人 東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室 TEL03-5206-8752

◆施設系サービス

【東京都福祉保健局ホームページ】→分野別>高齢者>高齢者施設>介護老人保健施設>介護老人保健施設変更届等様式

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/henkou.html>)

【お問い合わせ先】

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営係 TEL03-5320-4264

○ 通所介護・通所リハビリテーション事業所における事業所規模の確認・変更について

指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分については、前年度の実績に基づき決定されます(平成12年老企第36号参照)。

つきましては、平成25年度も引続き事業を実施するすべての事業所は、平成24年度(4月から2月まで)の1月あたりの平均利用延人員数を計算し、平成25年度に算定する通所介護費・通所リハビリテーション費の規模区分を必ず確認してください。

なお、平成24年4月報酬改定により当該計算方法が一部変更になっておりますので、必ず変更後の計算方法をご確認の上、計算してください。※計算参考様式についても変更しましたので、新様式をご利用ください。(計算方法及び新様式については以下のホームページ参照。)

また、平成24年度(4月から2月まで)の実績が6月に満たない事業所または、平成25年4月1日に定員を25%以上変更する事業所は、事業所の利用定員の90%に予定される1月あたりの平均営業日数を乗じて得た数を平均利用延人員数として用いて確認してください。

計算の結果、現在の規模区分から変更になる場合は、平成25年3月15日(金曜日)【必着】までに必要書類をご提出ください。必要書類は以下のホームページからダウンロードできます。

※規模に変更がない場合は、提出は不要です。

◆通所介護及び通所リハビリテーション(老人保健施設除く)

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>事業者指定申請・変更届・加算届等>加算届出様式 (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/kasan.html)

【提出及びお問い合わせ先】〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ13階
公益財団法人 東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室 TEL03-5206-8752

◆通所リハビリテーション(老人保健施設みなし指定)

【東京都福祉保健局ホームページ】→分野別>高齢者>高齢者施設>介護老人保健施設>介護老人保健施設変更届等様式 (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/henkou.html>)

【提出先及びお問い合わせ先】〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階
東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営係 TEL03-5320-4264

○ 福祉用具サービス計画書の作成について

平成24年4月の基準改正において、全ての福祉用具貸与事業所・特定福祉用具販売事業所において、福祉用具サービス計画書の作成が義務付けられました。計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることとされ、作成した計画書は利用者に交付しなければならないこととなっています。

この経過措置として、平成24年3月31日までに指定を受けていた福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所は、平成25年3月31日までの間に、当該事業所の全ての利用者に係る福祉用具サービス計画を作成することとされています。まだ計画を作成していない利用者に対しては、速やかに作成し、交付をお願いいたします。詳細は、「介護報酬改定に伴う基準等の改正及び届出について」(平成24年4月13日付事務連絡)をご参照ください。なお、作成した福祉用具サービス計画書の都への提出は不要です。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>各サービスに係る通知等>

11 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 又は 12 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売>「介護報酬改定に伴う基準等の改正及び届出について(平成24年4月13日付事務連絡)

<貸与> (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/11_taiyo.html)

<販売> (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/12_hanbai.html)

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 平成25年度介護職員処遇改善計画書の提出について

平成24年度に介護職員処遇改善加算を算定していた事業所で、引き続き平成25年度にこの加算を算定するときは、平成25年2月末日までに平成25年度介護職員処遇改善計画書を各指定権者に提出いただくことになっています。

まだ、提出していない事業者は、至急提出をお願いします。

東京都提出分の計画書様式、記載方法等につきましては、以下のホームページに掲載しています。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善交付金/介護職員処遇改善加算>平成25年度介護職員処遇改善計画書の提出について

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/25keikaku.html>)

<郵送先> 提出はすべて郵送にて受け付けます。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎 24 階

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 介護職員処遇改善加算担当

※地域密着型サービスについては、各区市町村にも計画書を提出してください。また、地域密着型サービスのみの介護職員処遇改善計画書を提出するときは、東京都への提出は不要です。

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 介護職員処遇改善加算担当 TEL03-5320-4343

※ 受付時間: 平日9時30分～17時(11時45分～13時15分を除く)

○ サービス提供責任者の配置基準に係る経過措置期間の終了について

サービス提供責任者の配置基準については、平成24年の基準改正により、指定(介護予防)訪問介護事業所ごとに『利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者を配置』する旨の改正が行われました。

その際、厚生労働省から発出された「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)」の間11により、平成24年3月31日時点で指定を受けていた事業所に限り、平成25年3月31日までの間は、旧基準(サービス提供時間や訪問介護員等の員数)による配置も可能とされていたところです。

当該経過措置期間が終了することから、平成25年4月1日以降は、すべての事業所において、改正後の基準が適用されることとなります。

現在、経過措置の適用を受け、旧基準によりサービス提供責任者の配置を行っていた事業所は、平成25年4月1日の時点で、前3月の利用者の数による配置状況の確認を行い、適正な人員配置を行うようお願いします。

★改正後の配置基準(利用者の数が40人につき1人以上)に対応した勤務体制一覧表の様式を下記に掲載しますので、ご活用ください。

なお、平成25年4月1日以降、毎月(暦月)ごとに配置の確認が必要となります。確認の結果、利用者の数の増減に対応してサービス提供責任者の配置人数を変更する場合は、変更届の提出が必要です。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>各サービスに係る通知等>2 訪問介護・介護予防訪問介護>サービス提供責任者の配置基準及び配置減算について

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/2_houkai.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ ヘルパー2級のサービス提供責任者を配置する事業所の減算について <<経過措置の対象期間が終了します>>

(1) 経過措置の対象期間の終了について

ヘルパー2級課程修了者のサービス提供責任者配置減算については、減算適用除外の届出をした指定(介護予防)訪問介護事業所は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間は当該減算を適用しないこととされています。

当該経過措置の適用期間が平成25年3月31日に終了することから、現在、減算適用除外の届出をし、経過措置を受けている事業所であって、引き続きヘルパー2級のサービス提供責任者を配置している事業所は、平成25年4月1日以降は本減算の適用を受けることとなりますのでご注意ください(届出については(2)のとおり)。

(2) 平成25年4月1日以降、ヘルパー2級課程修了者のサービス提供責任者を配置する事業所の減算等の適用について

平成25年4月1日以降、1月間(歴月)で1日以上、ヘルパー2級課程修了者及び介護職員初任者研修修了者のサービス提供責任者を配置する事業所は、当該月の翌月に提供されたすべてのサービスに減算が適用されることとなります。

この場合、減算適用となる事業所は減算適用の届出(※)をする必要がありますのでご注意ください。

※『サービス提供責任者体制の減算「あり」』の届出。例えば、平成25年4月1日以降、1日でもヘルパー2級課程修了者のサービス提供責任者の配置がある場合には、「平成25年5月1日減算適用開始」としての届出となる。

なお、当該サービス提供責任者が月の途中で介護福祉士(介護福祉士試験の合格者を含む。)又は実務者研修・介護職員基礎研修課程・1級課程を修了した者となった場合、翌月から減算は適用されないこととなります。

従って、経過措置期間の終了に際し、平成25年3月中に介護福祉士試験に合格した場合等は、減算の適用対象とはならないものです。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>事業者指定申請・変更届・加算届等>加算届出様式

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/kasan.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 業務管理体制の届出について

平成21年度介護保険法改正により、事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るために、事業者に対し、業務管理体制の整備が義務付けられました。(介護保険法第115条の32)。

業務管理体制の届出は全法人〈必須〉となっております。法令遵守責任者を定め、必要書類を添付して届出をお願いいたします。

詳細は、東京都介護サービス情報に掲載されていますので、まだ提出していない事業者は、速やかに提出をお願いします。

■届出事項

| 届出事項／事業所数 | 事業所数 | | |
|---------------------------|------|-----------|-------|
| | 20未満 | 20以上100未満 | 100以上 |
| 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 | ○ | ○ | ○ |
| 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 | × | ○ | ○ |
| 業務執行の状況の監査の方法の概要 | × | × | ○ |

■届出先

事業所等の展開に応じて異なりますので、必ず確認をお願いします。

【東京都福祉保健局ホームページ】 →東京都介護サービス情報＞事業者指定申請・変更届・加算届等＞業務管理体制に係る届出

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/gyoumukannritaisei.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 地域主権一括法に関する東京都条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の施行による「老人福祉法」「介護保険法」及び「社会福祉法」の改正に伴い、以下のとおり条例及び規則を制定し、平成25年4月1日を施行日としております。

制定した条例・規則とその概要について、以下のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 →東京都介護サービス情報＞居宅サービス事業所等の人員・設備・運営等に関する基準(東京都条例、厚生労働省通知等)

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593